

平成28年12月  
第149号

# かごしま市

# 中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市産業振興部 雇用推進課  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



11月8日(火)に開催した技能功労者・青年優秀技能者表彰式

## 目次 CONTENTS

- 2～3 市技能功労者・青年優秀技能者表彰、市ものづくり職人人材マッチング事業
- 4 県最低賃金、年末年始年次有給休暇の取得促進
- 5 業務改善助成金の拡充、若者応援宣言企業
- 6 雇用保険の適用拡大等
- 7 マタハラ防止措置義務、労働条件相談ほっとライン、労働保険の加入
- 8 鹿児島県よろず支援拠点、元気の出る中小企業支援事業、  
「鹿児島マラソン2017」開催に伴う交通規制
- 9 鹿児島市中小企業融資制度、家庭ごみの減量化・資源化説明会
- 10 「メイドインかごしま」支援事業、輸出チャレンジ支援事業、  
あなたのお店も免税店に！
- 11 給料支払報告書の提出、事業所税、職場健診結果の提供
- 12 「健康づくりパートナー」募集！

# 技能ひとすじ 技能功労者40名 次代を担う 青年優秀技能者15名を表彰

11月8日（火）に「平成28年度鹿児島市技能功労者・青年優秀技能者表彰式」が城山観光ホテルにおいて行われました。

この表彰は、優れた技能者の功労をたたえ、技能尊重の気運を社会全体に広めるため、毎年、職業能力開発促進月間の11月に実施しているものです。

46回目となった今回は、永年にわたり卓越した技能をもって本市の産業発展に尽くされた技能功労者40名の方々と、将来を嘱望される青年技能者15名が、表彰されました。

## 平成28年度鹿児島市技能功労者表彰受賞者（順不同・敬称略）

氏名	職種	勤務先
有村 秀春	左官	有限会社 トウ建産業
重田 寿美	絹織物	株式会社 ランコントロール
磯部 正志	配管	中央工業 株式会社
溝添 孝弘	内装仕上げ施工	内装ミゾケン
山崎 勇二	内装仕上げ施工	株式会社 サンライズ
竹之下紀一	内装仕上げ施工	昭和室内装備 株式会社
川畑 泉	機械・プラント製図	株式会社 マツオ
中馬 和憲	機械加工	株式会社 マツオ
新富 雄介	溶接	株式会社 マツオ
山口 裕二	造園	株式会社 長島植物園
伊藤 廣美	はり・きゅう・マッサージ	ヒロミ鍼灸療院
松元 孝	柔道整復	松元整骨院
東馬場末治	柔道整復	やわら整骨院
東 富士人	柔道整復	東整骨院
目床 哲夫	理容	ヘアースalonメドコ
坂元元一郎	理容	坂元理容所
内窪 耕市	理容	ヘアースalonうちくぼ
碓元ウナコ	紬織物	碓元織物
泉 豊和	紬織物	大島紬加工センター
大串 昭子	はり・きゅう	レディース鍼灸院

氏名	職種	勤務先
伊東 清丸	建具製作	山口建装 株式会社
田中 信幸	畳製作	有限会社 田中忠重畳店
松尾 隼人	塗装	鹿児島日産自動車株式会社
石間伏清人	鉄工	株式会社 南光
中尾 善文	塗装	有限会社 中尾塗装店
佐野健司郎	建築板金	有限会社 佐野板金塗装
黒木 徹	防水施工	株式会社 クロキ工業
山口 辰也	クリーニング	クリーニングのやまぐち
羽田イク子	美容	ジュン美容室
上山崎洋子	美容	ヘアースalon洋子美容室
中村ユミ子	美容	ビューティゆみ
鶴丸 義秀	調理	日本料理 石原
栞山 和彦	調理	だるま寿司
友枝 靖	調理	マリンパレスかごしま
富尾 一矢	タイル張り	株式会社 清川タイル
末永 和信	タイル張り	有限会社 村野レンガタイル工務店
福嶋 敏郎	電気工事	福嶋電気工業
末原 一人	電気工事	末原電器
鶴狩 義信	電気工事	日栄電設
今島 洋一	石材施工	有限会社 永古石材店



技能功労者表彰の授与



森 博幸 鹿児島市長に謝辞を述べる鶴丸 義秀 さん

**平成28年度鹿児島市青年優秀技能者表彰受賞者**（順不同・敬称略）

氏名	職種	勤務先
篠原 卓哉	左官	有限会社 シノハラ技建
迫田 正樹	配管	株式会社 マサミ
岩崎 友之	内装仕上げ施工	株式会社 つきの
山下 裕一	冷凍空調和機器施工	南国殖産 株式会社
石塚 政史	機械加工	株式会社 マツオ
有馬 智志	はり・きゅう・マッサージ	あさひ鍼灸院
西迫 紀之	製茶	株式会社 下堂園
山元 成人	建具製作	山元木工

氏名	職種	勤務先
岩崎 範康	塗装	株式会社 岩崎自動車钣金塗装
石谷 健	鉄工	三洋工機 株式会社
上園 潤	塗装	株式会社 上原塗装
假屋 周平	防水施工	株式会社 アート・ジャパン
梶 和嗣	クリーニング	有限会社 双葉クリーニング
近川 智	タイル張り	株式会社 清川タイル
下土橋洋平	美容	Iris(イリス)



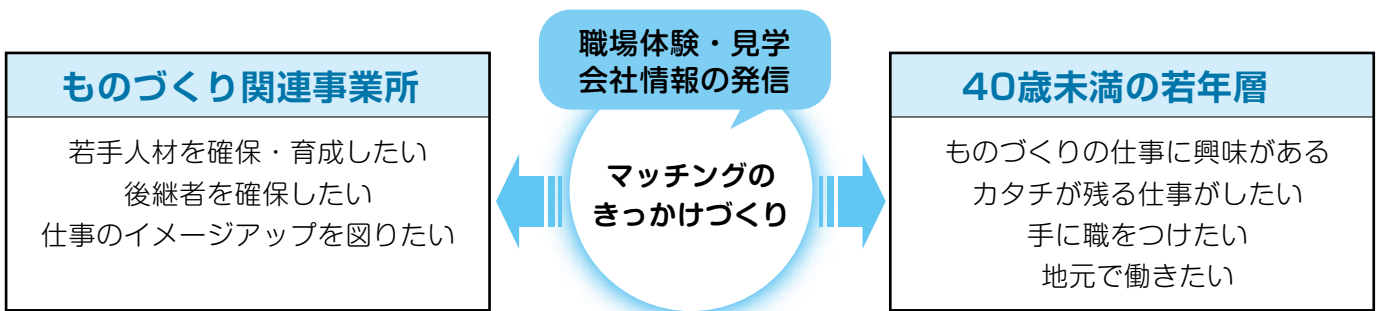
青年優秀技能者表彰の授与

来年度も、あなたの事業所の素晴らしい人材の推薦をお待ちしております。

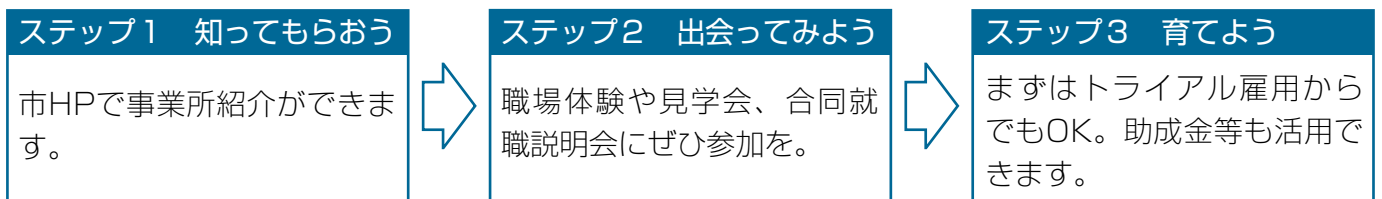
■お問い合わせ■  
市雇用推進課 ☎099-216-1325

**若い力を仕事に生かしませんか！～ものづくり職人人材マッチング事業～**

ものづくりに興味のある“若年者”に職業体験等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的としている事業です。ぜひ、お問い合わせください！



《マッチングまでの流れ》



■お問い合わせ■ 南日本リビング新聞社 ☎099-222-7290  
市雇用推進課 ☎099-216-1325



使用者も  
労働者も

# 鹿児島県の最低賃金

## 必ずチェック 最低賃金！

### 地域別最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
	715円	平成28年 10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

### 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	745円	平成29年 1月8日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付け業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	780円	平成28年 12月21日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	715円	平成28年 10月1日	【注釈】 百貨店、総合スーパーの最低賃金額693円は、鹿児島県最低賃金額715円を下回ったため、平成28年10月1日から鹿児島県最低賃金額715円以上の支払いが必要です。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
  - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### ■お問い合わせ■

鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

鹿児島労働基準監督署 ☎099-214-9175

最低賃金テレフォンサービス ☎099-223-8881

## 年末年始 年次有給休暇の取得促進を

鹿児島県内の企業における年次有給休暇の取得率は、全国と比較して低い状況にあり、平成27年で全国の取得率47.6%に対し40.4%と7ポイントほどの差があります。

連続休暇が取得しやすい年末年始に、「年次有給休暇の計画的付与制度」を活用して、社員のワーク・ライフ・バランスを考えてみませんか。

☆年次有給休暇の計画的付与制度

労使協定を結んだ上で5日を除いた残りの年次有給休暇を計画的に割振る制度で、年次有給休暇の取得がしにくい最大の原因である「ためらい」を感じずに年次有給休暇を消化することができます。

### 年次有給休暇取得率

全 国 47.6%

出典：就労条件総合調査

鹿児島県 40.4%

出典：鹿児島県労働条件実態調査

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

## 業務改善助成金の拡充のご案内

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	生産性要件を満たす場合3/4 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上	7/10 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	生産性要件を満たす場合3/4 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5)	200万円	

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

### ■お問い合わせ■

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター  
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-16  
フリーダイヤル 0120-898-930  
(開所日) 土・日・祝日を除く 9:00~17:00

鹿児島労働局雇用環境・均等室 (山下町庁舎)  
〒892-8535 鹿児島市山下町13-21  
鹿児島合同庁舎2階  
☎ 099-223-8239

## 若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆様 「若者応援宣言企業」になりませんか？

### 若者応援宣言企業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPRを行う事業です。

1	若者の職場定着が期待できます
2	御社の魅力をアピールできます
3	就職面接会などへの参加機会が増えます
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 鹿児島新卒ハローワーク(ヤングハローワークかごしま) ☎ 099-224-3433

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

# 雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

## 改正の概要

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）

### ○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

### ○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

### ○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です。（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

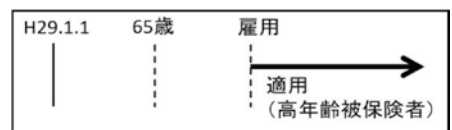
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

## 《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

### 《例1》平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



### 《例2》平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



### 《例3》高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



# いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました！

～平成29年1月1日施行されます～

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました。

これまで、事業主が労働者に対して、妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いを禁止していましたが、それに加え上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児・介護休業等に関する言動により就業環境を害する行為がないよう防止措置を講じなければならなくなりました。

## 防止措置の概要

### 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントの内容
- ②妊娠、出産等に関する否定的な言動が職場におけるハラスメントの発生の原因や背景となり得ること
- ③「ハラスメントがあってはならない」旨の事業主方針
- ④妊娠・出産に関する制度、育児・介護休業等の制度が利用できる旨

就業規則等の規定や文書等に記載して周知啓発する

### 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口（相談担当者）を社内に設ける。

### 3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

ハラスメントの相談があったとき、すみやかに事実確認し、被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う。

### 4 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者やその他の労働者の実情に応じ必要な措置を講じる。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-222-8446

## 労働条件相談ほっとラインのご案内

労働者の方も、企業経営者の方も、お電話でご相談ください。

### <相談者の悩み例>

- 【労働者の方】 募集内容と実際の勤務内容が違っている？、有給休暇は取れないのか？  
【企業経営者の方】 雇入通知書には何を書けばいいの？、残業時間を減らすにはどうすればいいの？

### <電話受付時間帯>

日中お忙しい方も、夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。  
月曜日～金曜日（水曜日を除く）：午後5時～午後10時、土・日曜日：午前10時～午後5時  
※12月29日～1月3日は除きます。

確かめよう労働条件（ポータルサイト） ➔ <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

■お問い合わせ■ ☎0120-811-610 「はい！ろどう」※フリーダイヤル(無料です。)

## 『労働保険の加入はお済ですか？』

労働者を一人でも雇い入れている事業所は、労働保険（雇用保険・労災保険）に加入することが義務づけられています。

雇用保険は労働者が失業した時に、労災保険は業務上、又は通勤途中の災害で負傷、病気に見舞われた時に給付されるものです。

雇用保険に加入している事業主は特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金が、また、労働者は雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）の制度も活用できます。

手続きは労働保険事務組合、又は社会保険労務士に委託することもできます。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 雇用保険適用課 ☎099-250-6063



**売上拡大や経営改善に関する土曜・夜間相談会の開催！**

平日の昼間は相談に行けない事業所の皆さん、お気軽にご利用ください。

鹿児島県よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）

**無料**

「よろず支援拠点」には、マーケティングや経営革新、デザイン、IT、店舗等の中小企業支援の専門家を配置し、事業者の皆様の売上拡大や経営改善など経営上の様々な悩みをお聞きし、課題解決に向けた支援を行っています。ご相談は無料です。

区分	日時	場所
土曜相談会 (予約制)	平成28年12月17日(土) 午後1時～5時	鹿児島市東千石町1-38 アイムビル4階会議室
	平成29年 1月28日(土) //	
	// 2月25日(土) //	
	// 3月25日(土) //	
夜間相談会 (予約制)	毎週水曜日 午後5時～8時	鹿児島市名山町9番1号 県産業会館よろず支援拠点

## ◎経営に役立つセミナーも開催中！

よろず支援拠点では、「売上アップ」や「経営力向上」につながるセミナーを定期的（毎月2回程度）に開催しています。※セミナーの開催日時・内容は、かごしま産業支援センターのホームページでご確認ください。

## ■お申し込み・お問い合わせ■

鹿児島県よろず支援拠点(かごしま産業支援センター)名山町9番1号(県産業会館1階)  
☎099-219-3740 FAX099-223-7117 ホームページ：<http://www.kric.or.jp/yorozu/>

**元気の出る中小企業支援事業**

～研修会を開いて、組合員・会員のさらなるレベルアップを！～

市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆派遣回数 1団体につき年4回以内
- ◆講師謝金等 講師謝金と旅費は予算の範囲内で対応



■お問い合わせ■ 市産業支援課商業サービス業係 ☎099-216-1322  
市産業支援課ものづくり係 ☎099-216-1323

**「鹿児島マラソン2017」開催に伴う交通規制のお知らせ**

ご不便をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。

来年3月5日(日)の鹿児島マラソン大会当日は、コース及び周辺道路で長時間にわたり大規模な交通規制を実施します。お出かけには、マイカーの使用を控え、公共交通機関の利用をお願いします。

## 【交通規制による影響】

- コース上の道路は、車両の通行及び横断ができません。（救急車等の緊急車両を除く）
- 歩行者・自転車の横断も制限されます。
- 各所で渋滞が予想されます。
- 公共交通機関においても、ダイヤ変更や遅れなどが予想されます。
- 郵便物や宅配便などが遅れて届くことも予想されます。

■お問い合わせ■ 市スポーツ課 ☎099-803-9622



# 鹿児島市中小企業融資制度



## 環境配慮促進資金

鹿児島市では、環境に配慮した設備の導入や活動等に資金が必要な中小企業者に対する事業資金の融資制度として、環境配慮促進資金を設けています。



環境マネジメントシステムを導入している事業者を優遇した資金です！

### 運転資金・設備資金

- ・ISO14001
  - ・エコアクション2.1
  - ・KES
  - ・市環境管理事業所
- 上記の各認証取得事業者が、必要とする事業資金に利用できます。



環境ISOの取得を支援します！

### 運転資金

ISO14001の認証取得に必要な費用に利用できます。



事業用環境対応車の購入を支援します！

### 設備資金

- ・ハイブリッド自動車
  - ・電気自動車
  - ・天然ガス自動車
- の購入費に利用できます。



環境負荷が少ない設備の導入を支援します！

### 設備資金

- ・新エネルギー設備（太陽光発電施設など）や公害防止施設の設置費用
  - ・アスベストの除去にかかる費用
- などに利用できます。

## ■融資条件

融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金：7年以内(1年据置含) 設備資金：10年以内(1年据置含)
融資利率	年1.9%～2.45%
保証料率	年0.45%～1.9%
保証料補助	5分の4
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要

## ■取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

## ■お申込先

上記取扱金融機関

■お問い合わせ■ 市産業支援課金融係 ☎099-216-1324 又は上記取扱金融機関

社員研修などで ぜひご利用を！

## 家庭ごみの減量化・資源化説明会

～詳しくは 同封のチラシをご覧ください～

現在、鹿児島市民1人あたりが出すごみの量は、他の中核市に比べて多く、このような状況が続くようであれば、家庭ごみの有料化を検討する必要があります。

今後、家庭ごみが有料とならないよう、職員が職場などに出向いて、市全体でごみの減量化・資源化に取り組むための説明会を行います。

◆対象 市内の企業や団体、町内会

◆内容 本市のごみ処理の現状、今後の本市の取組、ごみの分別、有効なごみの減量方法 など

◆時間 30分～60分程度（調整可能）

◆費用 無料

PR

「スマートフォン用無料アプリ『さんあ～る』で、ごみ減量が一步前進！」  
このアプリを使えば、ごみ出し日や正しい出し方を手軽に知ることができます。

■お問い合わせ■ 市資源政策課 ☎099-216-1290

# 「メイドインかごしま」支援事業（随時募集）

～販路拡大に取り組む中小企業の皆さんを募集します～

鹿児島市内の中小企業（製造業）の皆さんの、経営力強化や販路拡大の取り組みに対して、経費の一部を補助します。

- 募集内容** ・商談会や物産展等への出展 ・商談会等の開催
- 支援内容** 1件あたり10万円を上限に、販路拡大に要する経費の2分の1以内を補助
- 募集期間** 随時受付いたします。原則として商談会等への出展開始日の1ヶ月前までに申請してください。
- 応募資格**
  - ・鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
  - ・支援決定日以降に応募する計画に着手し、平成29年3月31日までにその事業が完了できる者であること。
  - ・年度内に同事業の支援を受けていない取り組みであること。
  - ・この事業による補助金を3か年度を超えて受けていないこと。
  - ・市税の滞納がない市内の中小企業者

応募用紙に記入のうえ、提出してください。（郵送の場合は簡易書留）

募集要項及び応募用紙は、市ホームページからダウンロードまたは、下記までご連絡ください。

## ■お申し込み・お問い合わせ■

市産業支援課ものづくり係 ☎ 099-216-1323 FAX099-216-1303  
電子メール san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

## 輸出チャレンジ支援事業

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、海外で開催される日本貿易振興機構等の主催、共催又は後援する合同展示会等への出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

■お申し込み・お問い合わせ■  
市産業政策課 ☎ 099-216-1318

- 対象者：市税を完納し、市内に主たる事業所がある中小企業者など
- 助成額：出展経費の1/2以内  
※上限：1～3年度目20万円、4～5年度目10万円
- 申請方法：所定の申請用紙に必要書類を添えて提出。随時受け付けています。

## あなたのお店も免税店に！

平成26年10月1日から、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品が新たに免税販売対象となりました。外国人旅行者向け消費税免税制度を活用し、ビジネスチャンスを広げましょう。

（九州運輸局HP）[http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m\\_kankou.html](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_kankou.html)

■相談窓口■ 九州運輸局 九州運輸局観光企画課 ☎092-472-2330  
九州経済産業局 流通・サービス産業課 ☎092-482-5455

事業主の  
皆さんへ**給与支払報告書の提出は 1月31日(火)までです!**

★平成28年中に、金額の多少に関わらず、1人分でも給料や賃金等を支払った事業所が対象です。

報告の対象  
となる人

平成28年1月～12月の間に給料や賃金等の支払を受け、平成29年1月1日現在、本市に住んでいる人（パート・アルバイト・中途退職者を含みます。）

## お問い合わせ・提出先

鹿児島市役所	市民税課	〒892-8677	鹿児島市山下町11番1号	(直通) 099-216-1173~5
//	谷山支所税務課	〒891-0194	// 谷山中央4丁目4927番地	(直通) 099-269-8421
//	伊敷支所税務課	〒890-0008	// 伊敷5丁目15番1号	(直通) 099-229-9736
//	吉野支所税務課	〒892-0871	// 吉野町3256番地3	(直通) 099-244-7392
//	吉田支所税務課	〒891-1392	// 本城町1696番地	(直通) 099-294-1213
//	桜島支所税務課	〒891-1415	// 桜島藤野町1439番地	(直通) 099-293-2348
//	喜入支所税務課	〒891-0203	// 喜入町7000番地	(直通) 099-345-3759
//	松元支所税務課	〒899-2792	// 上谷口町2883番地	(直通) 099-278-5416
//	郡山支所税務課	〒891-1192	// 郡山町141番地	(直通) 099-298-2115
//	東桜島支所税務係	〒891-1543	// 東桜島町863番地1	(代表) 099-221-2111

**ご存知ですか？ 事業所税**

人口30万人以上の都市等で都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために課税される目的税です。

## ◆ 課税対象

市内にある事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の延床面積の合計が**1,000㎡**を超えるか合計従業員数が**100人**を超える事業所等。※床面積が800㎡超1,000㎡以下又は従業員数が80人超100人以下の事業所等には課税されませんが、申告は必要となります。

## ◆ 事業所税のしくみ

	資産割	従業員割
納税義務者（注1）	事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準	事業所用家屋の合計床面積（㎡）	従業員給与総額（円）
税率	1㎡あたり600円	0.25%
申告・納付期限	法人：事業年度終了の日から2カ月以内 個人：翌年の3月15日	

(注1) 事業所税は建物の所有者でなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

■お問い合わせ■ 市市民税課諸税係 ☎099-216-1172

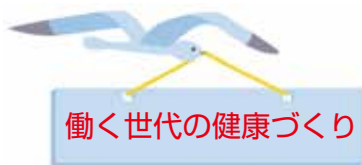
**職場健診の結果を本市にご提供ください。（従業員さんが本市国保加入の場合）**

40歳から74歳までの本市国民健康保険加入の方は、毎年特定健診を受けていただく必要がありますが、職場健診の健診結果をご提供していただくと、特定健診を受診したことになります。

未来の生活習慣病の予防と、特定健診の受診率アップのために、職場健診の結果をご提供ください。

★1件につき、315円の情報提供料をお支払いします。 ★本人の同意が必要です。

■お問い合わせ■ 市国民健康保険課 ☎099-216-1228



鹿児島市では、従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくりパートナー」として登録し、事業所と力をあわせて、働く世代の健康づくりを推進する事業を始めます。

## 「健康づくりパートナー」募集!



西郷隆盛

### 6大特典

登録するとこんなメリットがあります!

- 登録証・ステッカーを交付します。
- 健康づくりに関する情報や研修会などを案内します。
- 従業員・家族の健康に関する相談に保健師・管理栄養士が対応します。
- 登録事業所で健康教育や講演会を実施される際、講師派遣についての相談に応じます。
- 「健康づくりパートナー」として、市ホームページで紹介します。
- 登録事業所のホームページや広告などに鹿児島市の「健康づくりパートナー」である旨を表示できます。

### 健康づくりパートナーの取組事例

1. 特定健診がん検診の受診率向上に向けた取組  
(例) 従業員への事業者健診の受診勧奨・受診確認  
医療保険者への事業者健診結果の情報提供  
家族への特定健診の受診勧奨・確認の実施
2. 健診後のフォロー・従業員の健康づくり  
(例) 運動、食育等の健康づくりに関する取組の促進  
朝礼時の体操実施
3. 長時間労働・メンタルヘルス対策  
※年1回報告書の提出をお願いします。

### 受けられるサポート例

- ・健康づくりに関する最新の情報・イベントなどをご案内します。
- ・レシピの紹介
- ・健康教室、運動教室の開催  
(出前講座、講師派遣)
- ・健診後のフォローアップ  
(保健師・管理栄養士の派遣、相談)

### 登録について

市内で従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所であれば、個人事業主や組合でも登録できます!

別紙の「鹿児島市健康づくりパートナー登録申込書」に必要事項を記入し、下記の提出先へご提出いただくだけで、登録完了です。

【申込先】鹿児島市 健康総務課 【E-mail】 kenkosoumu@city.kagoshima.lg.jp

【郵送の場合】〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

【FAXの場合】099-216-1242 【TEL】099-216-1492

※協会けんぽにご加入の事業所は下記へご提出ください。

【申込先】全国健康保険協会(協会けんぽ) 鹿児島支部(企画総務グループ) 【TEL】099-219-1734

【郵送の場合】〒892-8540 鹿児島市加治屋町18-8 5階

【FAXの場合】099-219-1743